

## 令和8年度予算編成に向けた「区提案反映制度」項目・対応状況一覧

提案区	番号	項目	提案内容の概要	所管局	○：対応 △：一部対応
港北	1	鶴見川周辺(新羽地区・大倉山地区)のまちづくり(橋梁の整備・太尾堤緑道の延伸)	1 新設橋梁の設計測量費の予算計上 2 将来的な緑道延伸整備に向けた条件整理	道路局	○
				みどり環境局	△
港北	2	都市計画道路東京丸子横浜線(綱島街道)における着手済区間の着実な推進と未着手区間の早期事業化	1 着手済区間(綱島地区)の着実な推進 2 未着手区間における早期事業化	道路局	△
港北	3	関係区局の連携による迅速かつ効果的な空家等対策の推進	1 空家所有者等への初期対応等業務の一元委託化 2 空家化の予防、空家の流通・活用対策	建築局	△
港北	4	web発券やリストティング広告の活用	DX技術を活用した混雑緩和対策及び効果的な情報発信	市民局	△
港北	5	外国籍の方が関わる戸籍届の受付等におけるDX技術の活用	涉外戸籍等の受付や審査のポイントをガイドする「戸籍窓口支援システム」の導入	市民局	△
港北	6	災害時における要電源医療機器の電源確保のための非常用電源装置等の整備	区が調整を行った福祉施設等への要電源医療機器(人工呼吸器・自動腹膜透析(APD)装置)利用者用の非常用電源装置等の配備	健康福祉局	—
港北	7	寄り添い型生活支援事業における生活支援専門員派遣事業	寄り添い型生活支援事業における生活支援専門員派遣の実施	こども青少年局	△

## 令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

港北区	区政推進課
所管局名	TEL 540-2229
共通区	-
継続年数 7年以上	
提案種別	
予算関連	
番号	項目
1	鶴見川周辺（新羽地区・大倉山地区）のまちづくり（橋梁の整備・太尾堤緑道の延伸）
◇地域の課題、基礎データ等	
<p>・港北区を東西に流れる鶴見川は、区民の憩いや健康づくりの場として親しまれており、「横浜市都市計画マスタープラン港北区プラン」の「都市環境の方針」においても、『河川敷を利用し、憩いの場として活用するとともに、周辺に位置する公園等のレクリエーション施設とを結ぶネットワークの形成を図ることとしており、水辺空間の魅力化が求められています。</p> <p>・鶴見川で東西に隔てられた新羽地区・大倉山地区においては、新羽橋から新横浜大橋まで約2.2kmの間に橋が無く、回遊性や交通利便性の向上が課題となっています。特に、大倉山地区西部エリアでは、大倉山駅や新羽駅へのアクセスが悪く、橋の整備による北新横浜駅へのアクセス向上が課題です。</p> <p>・平成27年度の道路局による鶴見川中下流域における橋梁間隔調査の結果、新羽橋から新横浜大橋の2.2kmについて、橋梁新設の必要性が高い区間として位置付けられました。</p> <p>・新羽地区の広域避難場所である新羽小中高一帯までは、高低差が大きくアクセス面が課題です。橋梁を整備することで、高低差の少ない大倉山地区の広域避難場所へのアクセスが容易になるとともに、避難の選択肢が増加し、地域の防災機能の向上が図られます。</p> <p>・令和3年3月に完成した宮内新横浜線の交通状況や地域ニーズを踏まえて具体的な橋梁の位置・形状を検討していく必要があります。</p> <p>・令和6年3月に実施した地域向けのWEBアンケートでは、363件の回答がありました。「道路整備を進める上で最も優先すべき対策」としては、約5割の方が「橋りょうの新設」を挙げており、その中には車道橋や人道橋の整備要望が多く出ています。</p>	
◇地域ニーズ等の収集手段	
<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input checked="" type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input checked="" type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input checked="" type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム <input type="checkbox"/> 9 その他 ( ) )	
◇区民からの具体的な要望	
<p>鶴見川周辺の地域間のアクセス向上、回遊性の確保による地域交流の活性化について要望が出ています。 (平成28年3月9日 新羽町連合町内会及び大倉山地区連合町内会より要望書の提出)</p>	
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。	
<p>・地域ニーズとして橋梁の整備・緑道の延伸を継続的に局へ要望      ・平成23年度に人道橋の予備設計実施      ・「横浜市健康みちづくり実施計画」における身近な健康みちづくりルートとして位置付け</p>	
◇提案内容・概算額等	
<p>区としては、鶴見川周辺の回遊性・交通利便性の高い魅力あるまちづくりを推進するとともに、区民の健康づくりの一環としてもより区民が親しめる空間を形成していくため、まずは橋梁新設を進め、将来的には太尾堤緑道の延伸が図られるべきと考え、以下のように提案します。</p> <p>1 「橋梁新設の整備検討」 新設橋梁の設計測量費      概算額：■■■千円 【道路局事業推進課】</p> <p>2 「緑道延伸の整備検討」 将来的な緑道整備に向けた条件整理（事業区域の見直し等） 【みどり環境局公園緑地事業課】</p>	
◇参考：区執行体制上の課題	
<p>現行の体制で対応</p>	
◇所管局	
所管局課	1 道路局事業推進課 2 みどり環境局公園緑地事業課

◆局回答内容

道路局	事業推進課	
	TEL	671-3533

対応の有無	対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>鶴見川の新横浜大橋から新羽橋間における橋りょうの新設については、現地の状況や関係機関との調整を行いながら、概略検討を進めます。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

みどり環境局	公園緑地事業課	
	TEL	671-3442

対応の有無	一部対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>当該緑道の未整備区域は県道川崎町田線北側から鶴見川までの区間ですが、長期未整備の状況を踏まえ、令和6年度より、土地を所有する国及び下水道河川局等との協議を行い、事業区域や事業スケジュール等の見直しを行っています。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

## 令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	道路局
------	-----

港北区	区政推進課	
	TEL	540-2229

共通区

-

継続年数

7年以上

提案種別
予算関連

番号	項目
2	都市計画道路東京丸子横浜線（綱島街道）における着手済区間の着実な推進と未着手区間の早期事業化

## ◇地域の課題、基礎データ等

## 【現状】

- ・都市計画道路東京丸子横浜線（綱島街道）は、区内東部を南北をつなぐ主要な幹線道路です。沿道には日吉駅、綱島駅、菊名駅等の拠点となる駅があり、車両や歩行者などの沿道利用者が多いことに加え、バス路線であってもバスベイ形式でないことなどから慢性的な渋滞が発生しています。
- ・防災上重要な位置付けである緊急輸送路の幹線道路であるにも関わらず、多くの区間が上下2車線であり、歩道幅員も2.0m未満の箇所も多いことから、標準幅員20mの4車線化の早期整備について、長年にわたり区民から強い要望があります。
- ・当該路線のうち、綱島駅周辺では都市整備局による土地区画整理事業による道路拡幅が行われているほか、綱島地区（箕輪町二丁目（北綱島交差点）～綱島東二丁目（綱島駅交差点））の延長約980mの区間は、平成30年度に事業化されており、道路局による設計等が進んでいますが、用地買収等に時間を要している状況です。
- ・特に日吉・綱島地区では、相鉄・東急直通線の新綱島駅開業やそれに伴う再開発事業等のまちづくりが進んだことにより、交通利便性が向上したことなどもあり、工業系用途地域を中心に住宅への転換が進み、人口が急増しており、今後も引き続き人口増加が見込まれています。

## 【課題】

- ・沿線人口が増加している一方で、道路インフラの改善が図られない状況にあるため、幅員の狭い歩道を多くの歩行者・自転車が通行しており、車道にはみ出で通行する状態も見受けられます。
- ・また、当該路線は小学校の通学区域内を通過していることから、児童が登下校時に当該路線の歩道や横断歩道を利用します。現況の歩道幅員や隅切り部の溜りスペースが狭い箇所もあり、児童の安全確保を図ることも併せて必要です。
- ・道路整備は事業着手から竣工まで非常に長期間を要するため、効率的、効果的に上記課題を解消するには、早期に事業着手をすることが必要であり、市内の整備路線の中でも優先的に事業を進めていただきたいと考えています。

## ◎最重要課題◎

- ・区としては、特に箕輪町一丁目～箕輪町二丁目の区間において、交通安全上の危険性が高いと認識しています。特に日大高校入口交差点付近の歩道が狭く、歩行者がすれ違うことができずに車道にはみ出でて通行する状態が常態化しています。
- ・箕輪町エリアでは大規模な住宅開発に伴い、子育て世帯を含む人口が急増し、歩行者のみならず、ベビーカーや自転車の利用者も多数存在しています。
- ・道路拡幅の早期事業化が難しい場合には、手法の一つとして路線全体ではなく、要望の強い箇所の部分的な早期事業化も考えられます。

## ◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等     2 市民からの提案等     3 地区担当制     4 地域懇談会等  
 5 区民アンケート     6 区民要望     7 関係団体からの要望  
 8 デジタルプラットフォーム     9 その他 ( )

## ◇区民からの具体的な要望

- ・東京丸子横浜線（綱島街道）の早期拡幅について、地域住民に限らず区民から様々な場面において要望が出ています。
  - ・市民からの提案やデジタルプラットフォームでも、早期拡幅を求める要望が多く寄せられています。
  - ・大規模住宅の開発等による沿道利用者の増加に伴い、歩行者等に対する危険性が高まっており、特に日吉駅～箕輪町区間で道路拡幅を求める声が強く上がっています。
- 「日吉駅から綱島の商業施設まで綱島街道は交通量が多いにも関わらず幅が狭くて大変危険です。」

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

- ・区の重要な課題として、関係局へ早期対応を要請しています。
- ・都市計画マスタープラン港北区プラン、日吉綱島東部地区まちづくりビジョン等に都市計画道路の整備を位置づけています。
- ・地域からも優先整備路線の位置づけに基づいて、早期に道路整備を進めてほしいという声が出ており、また、区としても優先整備路線として整備予定であることを地域に説明しています。

◇提案内容・概算額等

- 1 着手済区間（綱島地区）の着実な推進  
拡幅整備に向けた用地取得の促進
- 2 未着手区間における早期事業化  
路線全体の早期事業化も重要ですが、路線全体によらず、要望の強い箇所の部分的な事業化も検討が必要と考えています。

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	道路局企画課、事業推進課、建設課
------	------------------

◆局回答内容

道路局	企画課、建設課	
	TEL	671-2777(企画課) 671-3635(建設課)

対応の有無	一部対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>着手済区間（綱島地区）については、拡幅整備に向けて用地取得を進めていきます。（建設課） 未着手の都市計画道路については、整備財源となる国費が十分に確保できない状態が続いているなど課題があるため、事業化の目途は立っておりません。（企画課）</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

## 令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	建築局	港北区	区政推進課
共通区	全区	TEL	540-2229
提案種別		継続年数	
予算関連		新規	
番号	項	目	
3	関係区局の連携による迅速かつ効果的な空家等対策の推進		
◇地域の課題、基礎データ等			
【背景・課題】			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年の空家特措法施行により行政による空家対策が認知され、区役所へ寄せられる相談件数は年々増加している。区役所では、特定空家等未満の管理不足空家等の所有者等への働きかけを担っている。区民からは迅速な対応を求めており、早期に空家問題を解決に結びつけることが重要である。</li> <li>・実際には、複数年にわたって対応している空家も多く、相続の発生や借地上のトラブルなど複雑な事情を抱え、専門家の介入が必要となるケースや、所有者自身が高齢等の理由で改善に向けた行動を起こすことが難しいケースもあり、対応が長期化することで各区では対応に苦慮している。</li> <li>・管理不足の状況が改善しない空家等に対して、継続して相談が寄せられており、管理不足空家の累積が大きな課題となっているが、所有者への再通知ができていなかったり、新たな相談も追加されたりしている。各区職員の負荷も増加し、所有者への働きかけ等に遅延が発生することで、権利関係の複雑化や空家の老朽化が進み、改善がより困難になるなど、結果として地域の住環境の悪化につながることが懸念されている。</li> <li>・令和6年に策定された「第3期横浜市空家等対策計画」では、①空家化の予防 ②空家等の流通・活用促進 ③管理不足空家等の防止・解消 を3本柱としている。区役所では③の対応がほとんどを占めている一方で、その対応方法には改善の余地がある。また、まちの活性化としては重要な②のような取組は十分にできていない。</li> </ul>			
【基礎データ】			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談件数 (H27.4~R6.3) 累積 : (市内) 10,054件、(港北区) 1,020件</li> <li>・上記のうち再相談者による相談件数 : (市内) 4,185件、(港北区) 523件</li> </ul>			
【空家業務外部委託化の経緯】			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・R1 所有者調査・現地調査(経過観察)の一部委託化、空家システムの導入(保守委託)</li> <li>・R4 初期対応(現地調査～所有者への働きかけ)のモデル委託実施</li> <li>・R5 初期対応委託(現地調査～所有者へのフォローアップ)の本実施</li> <li>・R6 相談受付委託の一部実施</li> <li>・R7 相談受付委託のモデル実施</li> </ul>			
◇地域ニーズ等の収集手段			
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input checked="" type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム <input type="checkbox"/> 9 その他 ( )			
◇区民からの具体的な要望			
【空家の周辺に居住している相談者から】			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣家の空家から樹木が伸びてきて困っている。建物が壊れて、自宅の敷地に部材が落ちてきている。</li> <li>・近所に空家が点在し、火災や防犯上の危険を感じている。</li> <li>・所有者への働きかけを実施するまでに時間がかかりすぎている。</li> <li>・区役所にも何度も相談しているが、現地の状況は変わらず、状況は年々悪化して危険な状態になっている。</li> </ul>			
【空家所有者から】			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・空家を解体、売買したいが、やり方が分からない。</li> <li>・自分以外の相続人が何人いるのかも分からない。</li> </ul>			
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。			
<ul style="list-style-type: none"> <li>●空家に関する初期対応 通報者からの問合せ対応、現地調査、所有者等調査、所有者への働きかけのための文書の送付(一部委託業者による対応も含む)</li> <li>●再相談案件への継続的対応 通報者からの聞き取り調査、上記初期対応と同様の対応 委託の活用による、指導ランクに応じた経過観察の実施</li> <li>●空家化の予防に関する取組 広報よこはま区版に特集記事を掲載し、住宅所有者に「空家」を自分事化してもらえるよう、啓発を実施</li> </ul>			
◇提案内容・概算額等			
1 空家所有者等への初期対応等の業務の外部一元委託化 【概算予算額】 ■■■千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>・7年度にモデル実施している相談受付委託の通年での実施</li> <li>・相談受付から現地調査、所有者調査、働きかけ文書の作成まで一連の作業を一括一元委託化し、より迅速かつ効率的な対応の実現</li> <li>・18区の案件を一元的に対応、管理することで空家対応に関する知見を蓄積し、18区で質の高い平準化した対応を実施</li> </ul>			
2 空家化の予防、空家の流通・活用対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワンストップ・伴走支援型空家相談窓口の継続的な実施等</li> <li>・データ分析等を活用した空家の流通・活用対策の実施検討 (空家が多く存在するが流通していない等、地域固有の課題や特性を踏まえた取組)</li> </ul>			
◇参考：区執行体制上の課題			
現行の体制で対応			
◇所管局			
所管局課	建築局建築指導課、住宅政策課		

◆局回答内容

建築局	建築指導課、住宅政策課	
	TEL	671-4539、671-4121

対応の有無	一部対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>1. 相談受付委託を実施します。また、令和7年度の委託で、相談窓口から初期対応までの一括一元委託化に向けた課題等を整理し、次年度以降の発注方法について検討を進めます。</p> <p>2. ワンストップ・伴走支援型の空家相談窓口を7年度中に開設し、8年度以降継続して実施します。また、7年度のデータ分析結果を踏まえて、地域特性に応じた空家の流通・活用促進策の検討・調整を進めます。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

## 令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	市民局	港北区	戸籍課	
			TEL	540-2254
共通区	-			

提案種別	継続年数	新規
番号	項目	目
4	web発券やリストティング広告の活用	

## ◇地域の課題、基礎データ等

港北区は、18区中最大の人口を抱え、東京圏へのアクセスも行き易いことや区役所庁舎竣工から年月が経過していることから、来庁者に対して待合スペースが少ない状況です。特に戸籍の特異日（日柄やその日に意味があり、届出が集中する日）や2～4月の引っ越しシーズンは混雑が生じています。混雑や待ち時間等が生じやすい時は、様々な方法で、情報発信を行っていますが、その中でも、リストティング広告とwebによる受付番号の発券（来庁前に受付番号の発券が可能）は、新たな手法として一定の効果を挙げています。

## 【戸籍の特異日】

令和7年7月7日 届出件数151件（通常は30件程度） 受付待ち時間140分

## 【引っ越しの繁忙期の状況】

R6年度 受付待ち時間（平均）3h41m	web発券（最大）20%	リストティング広告 R7.3 実施
R5年度 受付待ち時間（平均）1h8m	web発券（最大）21.3%	リストティング広告 R6.2～3実施
R4年度 受付待ち時間（平均）1h47m	web発券（最大）14.8%	
R3年度 受付待ち時間（平均）2h7m	web発券非対応	

## ◇地域ニーズ等の収集手段

<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等	<input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等	<input type="checkbox"/> 3 地区担当制	<input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等
<input type="checkbox"/> 5 区民アンケート	<input type="checkbox"/> 6 区民要望	<input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望	
<input type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム	<input type="checkbox"/> 9 その他（ ）		

## ◇区民からの具体的な要望

受付待ち時間の短縮

## ◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

令和5年1月より転出・転入等のキーワードで検索した際に、来庁前に受付番号の発券が可能なweb発券のページに誘導する広告を発出し、効果を高めています。

## ◇提案内容・概算額等

従前のホームページやX（旧ツイッター）を使用した広報では、必要な情報が必要な方に届いていない可能性があります。特に混雑や手続き情報は、市民が届出に来庁する前に知ることで、混雑緩和等につながる可能性があるので、リストティング広告を活用し、必要な情報を必要な方へ、より効果的に発信する取り組みを行う必要があります。

港北区では、これまで行っているリストティング広告とweb発券の取り組みに加え、それらの効果を高める運用等の検討を行っているので、3か年程度の間、港北区をモデル区として、リストティング広告やweb発券の試行運用・検証等を行い、効果的な手法を18区に展開することで、全市的な市民サービスの向上につなげることが可能です。

概算額：■■■千円（引っ越しシーズン対策：■■■千円 特異日対策：■■■千円）※令和7年度予算：1,000千円

## ◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

## ◇所管局

所管局課	市民局窓口サービス課
------	------------

## ◆局回答内容

市民局	窓口サービス課	
	TEL	671-2177

対応の有無	一部対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>Web発券システムは既に複数区に導入済であり、全区への導入に向けて取り組んでいるところです。Web発券システムの全区導入に合わせて、WebサイトについてもわかりやすいUIとなるよう改善し、市民がスムーズにWeb発券を行えるよう取り組みます。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

## 令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	市民局	戸籍課 TEL 540-2249																									
		共通区 4区（鶴見区、神奈川区、中区、南区）																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 2px;">継続年数</td> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 2px;">新規</td> </tr> </table>			継続年数	新規																							
継続年数	新規																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center; padding: 2px;">提案種別</td> <td style="width: 33%; text-align: center; padding: 2px;">予算関連</td> <td style="width: 33%; text-align: center; padding: 2px;"> </td> </tr> </table>			提案種別	予算関連																							
提案種別	予算関連																										
番号	項目																										
5	外国籍の方が関わる戸籍届の受付等におけるDX技術の活用																										
<b>◇地域の課題、基礎データ等</b>																											
<p>渉外戸籍(外国籍の方と日本人の婚姻や出生等を区役所に届出すること)は、外国籍の方の出身国毎に必要な書類や審査のポイント等が異なるため、日本国籍同士が行う一般的な戸籍手続きに比べて、受付や審査に時間がかかるています。このため、渉外戸籍の次に受付順が回ってくる方は、長時間待つこととなり、市民サービス上の課題の一つとなっています。また、港北区は特定の国籍の方が集住しているわけではなく、マニュアル等を準備して、効率化を図ることが難しいことから(出身国毎に書類や審査のポイント等が異なるため)、現状は、職員のスキルに依存しています。戸籍のスキルを身につけた職員が年々減少する傾向にあることや、外国籍住民の人口の増加傾向が続いていることから、外国籍の方が関わる戸籍届の受付の現状が、市民サービス向上や多文化共生の観点から課題となっています。</p>																											
<p><b>【港北区外国人人口推移】</b></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">R6</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">R5</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">R4</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">R3</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">R2</td> </tr> <tr> <td>8,816人</td> <td>8,156人</td> <td>7,611人</td> <td>6,703人</td> <td>6,857人</td> </tr> </table>			R6	R5	R4	R3	R2	8,816人	8,156人	7,611人	6,703人	6,857人															
R6	R5	R4	R3	R2																							
8,816人	8,156人	7,611人	6,703人	6,857人																							
<p><b>【港北区渉外戸籍等受理件数】</b></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">R6</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">R5</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">R4</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">R3</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">R2</td> </tr> <tr> <td>渉外戸籍総数</td> <td>370</td> <td>360</td> <td>359</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>うち窓口受付</td> <td>208</td> <td>221</td> <td>214</td> <td>207</td> </tr> <tr> <td>外国籍のみ届出</td> <td>73</td> <td>57</td> <td>63</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: right;">※外国籍のみの届出で、本国へ届出るものは除く</td> </tr> </table>			R6	R5	R4	R3	R2	渉外戸籍総数	370	360	359	350	うち窓口受付	208	221	214	207	外国籍のみ届出	73	57	63	78	※外国籍のみの届出で、本国へ届出るものは除く				
R6	R5	R4	R3	R2																							
渉外戸籍総数	370	360	359	350																							
うち窓口受付	208	221	214	207																							
外国籍のみ届出	73	57	63	78																							
※外国籍のみの届出で、本国へ届出るものは除く																											
<b>◇地域ニーズ等の収集手段</b>																											
<p><input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等  <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望  <input type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム <input type="checkbox"/> 9 その他 ( )</p>																											
<b>◇区民からの具体的な要望</b>																											
<p>手続きにかかる待ち時間の短縮</p>																											
<b>◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。</b>																											
<p>業務を習得するための書籍(戸籍実務の処理)や戸籍システムに用意されたFAQについては、統合ファイルサーバーに情報が蓄積・更新されているものの、YCAN端末(3人に1台)や戸籍端末は常に使用しており、窓口で受付をしながら使用できる環境にありません。特に支援が必要な若手職員にとっては、自由に使える環境がないことから、過去の情報等をまとめた紙資料を使用することが多いのが現状です。この紙ベースの資料は定期的なアップデートを行っていないため、レアケースや不明な点は関係機関(法務省、当該大使館、他区)に都度、連絡・照会をしています。</p>																											
<b>◇提案内容・概算額等</b>																											
<p>渉外戸籍や戸籍事務は、マニュアル(登録担当が使用するような事務フローに沿った手順書等)化等が行われていないため、法令(民法・戸籍法)や先例、通達等を読みながら習得しています。届出(婚姻、出生、転籍、死亡等)は、大きく分類出来るものの、内容については個々の事情を反映するため千差万別であり、職員の標準的な在籍期間では十分に習得することが難しい状況です。このため、渉外戸籍や一部のレアケースは、中堅職員でも一人で受付・処理できず、ベテラン職員のサポートが必要となっています。また、比較的少人数の職場である戸籍課戸籍担当では、渉外戸籍等を受け付けるだけで相当な混雑が生じてしまう「混雑しやすい窓口」となっています。</p>																											
<p>渉外戸籍や戸籍事務の受付や審査のポイントをガイドする「戸籍窓口支援システム」(ツール)を導入し、中堅職員や転入職員がベテラン職員のサポートを必要としない体制にすることで、渉外戸籍と一般的な戸籍の手続きにかかる時間の差を短縮します。</p>																											
<p>例) 港北区戸籍課(導入前に比較して、マンパワーが約20%向上<sup>※1</sup>)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: left;">現状</td> <td style="width: 70%; text-align: left;">ベテラン職員(100%対応可) 3人、中堅(約70%対応可) <sup>※2</sup>3人、転入者等(約30%対応可) <sup>※3</sup>3人</td> </tr> <tr> <td>人</td> <td>ツールの導入</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ベテラン職員(100%対応可) 3人、中堅(100%対応可) <sup>※4</sup>3人、転入者等(約50%対応可) <sup>※5</sup>3人</td> </tr> </table>			現状	ベテラン職員(100%対応可) 3人、中堅(約70%対応可) <sup>※2</sup> 3人、転入者等(約30%対応可) <sup>※3</sup> 3人	人	ツールの導入		ベテラン職員(100%対応可) 3人、中堅(100%対応可) <sup>※4</sup> 3人、転入者等(約50%対応可) <sup>※5</sup> 3人																			
現状	ベテラン職員(100%対応可) 3人、中堅(約70%対応可) <sup>※2</sup> 3人、転入者等(約30%対応可) <sup>※3</sup> 3人																										
人	ツールの導入																										
	ベテラン職員(100%対応可) 3人、中堅(100%対応可) <sup>※4</sup> 3人、転入者等(約50%対応可) <sup>※5</sup> 3人																										
<p><sup>※1</sup> 令和7年7月7日 最大待ち時間140分→112分(120-(140*20%))に短縮可能</p>																											
<p><sup>※2</sup> 養子縁組や認知届等が複数の届出が組み合わさるケースは中堅職員でも一人で判断できないことから、マンパワーを70%と積算</p>																											
<p><sup>※3</sup> 港北区の場合、転入職員は9月頃まで1人で受付に出ない(先輩職員と2人1組)ことや、点検・決裁等を担当しないことから、マンパワーを30%と積算</p>																											
<p><sup>※4</sup> ツールを使用することで、複数の届出が組み合わさるケースは1人で、判断・受付出来る想定で100%と積算</p>																											
<p><sup>※5</sup> ツールを使用することで、一人で受付する始める時期を早めることで、マンパワーを50%と積算</p>																											
<p>概算金額 ■■■千円(ただし、■■■千円×5年のリース契約も可能)</p>																											
<b>◇参考: 区執行体制上の課題</b>																											
<p>現行の体制で対応</p>																											
<b>◇所管局</b>																											
所管局課	市民局窓口サービス課																										

◆局回答内容

市民局	窓口サービス課	
	TEL	671-2176

対応の有無	一部対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>現在、各区戸籍課では、渉外戸籍の受付・審査にあたり、渉外戸籍専門書籍や法務局主催の研修テキスト等を参考にするとともに、戸籍情報システム事業者が提供するサポートページ、FAQ機能を活用しているものと認識しています。また、法務局への受理照会事例を全区で共有できる戸籍データベースを当課と各区戸籍課とで整備しており、最新の情報が得られるよう随時更新をしています。</p> <p>提案の「戸籍窓口支援システム」の実機を確認したところ、書籍類をパッケージ化した性質のシステムであり、導入効果は限定的であると考えます。</p> <p>したがって、同システムの導入は見送ることとしますが、戸籍データベースや生成AIの活用など、各区戸籍課の事務を支援する仕組みについて引き続き検討を進めてまいります。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

## 令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	健康福祉局	高齢・障害支援課
		TEL 045-540-2343

共通区	8区(神奈川区、西区、旭区、金沢区、緑区、青葉区、都筑区、瀬谷区)	継続年数	新規
-----	-----------------------------------	------	----

提案種別	
予算・制度関連	

番号	項目
6	災害時における要電源医療機器の電源確保のための非常用電源装置等の整備

## ◇地域の課題、基礎データ等

## 1 課題

人工呼吸器や自動腹膜透析(APD)装置等の要電源医療機器を在宅で使用する方は、災害に備えてポータブル電源等の準備をしても、災害時に長期にわたる停電が発生した場合には、電源不足に陥ることが懸念されます。また、被害状況によっては、電源が確保できる避難場所への移動が困難となる場合も考えられます。

電源の途絶は、生命の維持に関わる問題となることから、より身近な場所に非常用電源装置を配備する等、電源確保のための支援を充実させる必要があります。

## 2 基礎データ

(1) 横浜市内での要電源医療機器利用者数: 626人 (人工呼吸器: 497名、自動腹膜灌流装置: 129名)

※令和6年3月調査、医療局地域医療課より

(2) 横浜市要電源障害児等災害時電源確保支援事業 給付申請者数: 133人(令和6年10月現在)

(3) 横浜市災害時要電源障害児等登録制度 登録者数: 264人(令和6年10月現在)

## ◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等  2 市民からの提案等  3 地区担当制  4 地域懇談会等  
 5 区民アンケート  6 区民要望  7 関係団体からの要望  
 8 デジタルプラットフォーム  9 その他(医師、訪問看護師等からの声)

## ◇区民からの具体的な要望

- 要電源医療機器利用者や家族の安心に繋がる
- 区の事業を広げて展開するべき

## ◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

港北区では、令和4年度から自主企画事業(個性ある区づくり推進費)により、区と自家発電のある企業との協定を締結し、利用者1名と協力企業1社とをマッチングし、発災時等に充電済ポータブルバッテリーの貸出・充電をする事業を実施しています。

※港北区災害時要電源医療機器利用者支援事業実績:協力企業12社・マッチング数7人(令和7年4月1日現在)

※令和7年度港北区運営方針 「1 安全に、安心して暮らせるまちづくり」に位置付け

## ◇提案内容・概算額等

## 1 提案内容

要電源医療機器(人工呼吸器・自動腹膜透析(APD)装置)利用者が災害時にバッテリーの充電ができるよう、福祉施設等に非常用電源装置等を配備し、共助による支援体制を整備します。

非常用電源装置を整備する施設は、災害時に要電源医療機器利用者が利用しやすいように、区において地域特性やバランス等を考慮して、福祉施設等への協力依頼や調整を行います。

非常用電源装置を整備する施設1か所につき、①正弦波インバーター発電機(1台)、②発電機用カセットボンベ(48本)、③発電機用エンジンオイル(1L)を配備し、災害時には各施設等の協力により運用します。

運用に関しては、「横浜市災害時要電源障害児等登録制度」に登録している方を対象者とし、区が利用証を送付する。発災時にはその利用証の提示をもって非常用電源装置等の利用を認めるものとします。

## 2 概算額: ■■■■千円

(1) 非常用電源装置等の整備における1か所あたりにかかる単価@ ■■■■千円  
 正弦波インバーター発電機@ ■■■■千円/1台+カセットボンベ ■■■■千円/1セット(48本)  
 +エンジンオイル@ ■■■■千円/1L+利用証等作成に係る消耗品費 ■■■■千円/1セット

## (2) 総費用

■■■■千円(非常用電源装置一式@ ■■■■千円×150か所(市内対象約600名に対し、1台当たり4名の配備を想定))

※別途、耐用年数による機器交換が発生します。

1 正弦波インバーター発電機: 10年から20年

2 カセットボンベ: 製造後5年から10年

3 エンジンオイル: 未開封の状態で5年から10年

## 【参考】電源装置の選定

## ・正弦波インバーター発電機

カセット式ガスボンベを動力源とするもの。医療機器への直接充電ではなくポータブルバッテリーに対して充電を行います。

## ◇参考: 区執行体制上の課題

現行の体制で対応

## ◇所管局

所管局課	健康福祉局障害施策推進課
------	--------------

## ◆局回答内容

健康福祉局	障害施策推進課	
	TEL	617-3604

対応の有無	対応しない
◇対応の内容	
対応する場合	
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>港北区の取組は、区が仲立ちをした地域貢献企業など有志の民間企業と地域住民との「共助」の取組として、ポータブル電源貸し出しと充電のサイクルを行うスキームですが、今回の提案である「社会福祉法人」との調整や協力の実績がなく実現可能性の判断ができません。また、医療的ケア児・者に対する個別避難計画作成が医療局で進められており、避難場所となった福祉施設には、備蓄・防災備品として電源装置が予定されており、重複する懸念があります。加えて、要援護者が直接避難できる「指定福祉避難所」が制度化された際には、医ケアを含む要援護者のための避難所の防災備蓄として電源装置などの配備を検討する方が効果的であると考えます。</p> <p>更に、港北区で実施しているような地域貢献企業にとっての意義や指定福祉避難所のような協定上の役割がない社会福祉法人が、被災時に自施設の利用者を支援しながら、電源配置と充電にどこまで協力できるかも未知です。</p> <p>そのため、非常時における医療的ケア児・者の電源確保の必要性は認識していますが、対応することは困難であると考えます。</p> <p>◇対応する場合の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協力社会福祉法人との検証及び条件整理</li> <li>個別避難計画の対象者、避難場所との棲み分け又は整理</li> <li>指定福祉避難所制度が今後制度化された場合の整理</li> </ul>

## 令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	こども青少年局	港北区	こども家庭支援課	
			TEL	540-2340
共通区			継続年数	2年

提案種別	項目
予算関連	
番号	項目
7	寄り添い型生活支援事業における生活支援専門員派遣事業

## ◇地域の課題、基礎データ等

## 【課題】

- 寄り添い型生活支援事業（以下、「本事業」という。）は、保護者の疾病や生活困窮状態にあるなどの事情により、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対して、生活支援・学習支援を行い、生活力の向上を図り、自立した生活を送るようすることを目的とした事業です。
- 本事業の支援効果が確認できる一方で、生活リズムが崩れている、対人不安が強いなどの要因から、ひきこもりがちで本事業の施設や学校等への外出ができるまでの準備に関する支援が必要な児童もいます。
- また、本事業を利用している児童においても、専門職の担当ケース数が年々増加していることにより、定期的に家庭を訪問することが難しい状況にあります。そのため、当該事業により培った学習及び生活への意欲、また健康や衛生に係る生活習慣を家庭で実践できているか確認することが難しいケースもあります。
- この状況に対応するため、支援者が家庭を訪問し、児童が暮らしている住環境、生活の様子、家での親子の様子（親子関係を含めて）を踏まえたアセスメントを行い、本事業の利用及び登校支援につなげること、また本事業における支援だけでは確認できない、家庭で実践するための課題を整理し、普段過ごす家庭の設備や備品等を活用した定着支援を実施することが必要です。
- 加えて、学齢期以降の児童に対する支援メニューがごく限られる中、こども家庭センター設置によるサポートプラン作成を踏まえ、アウトリーチなど新たな手法による支援メニューの充実が必要と考えます。

## 【基礎データ】

寄り添い型生活支援事業の登録児童数：令和4年度13人／令和5年度19人／令和6年度17人／令和7年4月時点14人

■ 1 日常の窓口対応等	□ 2 市民からの提案等	□ 3 地区担当制	□ 4 地域懇談会等
□ 5 区民アンケート	□ 6 区民要望	□ 7 関係団体からの要望	
□ 8 デジタルプラットフォーム	□ 9 その他（ ）		

## ◇区民からの具体的な要望

## 【区こども家庭支援課専門職の声】

- 援助希望が難しい家庭への専門員派遣により、生活状況を把握することで、ニーズ形成からの支援ができる。
- 専門員派遣により、保護者の体調によらず児童自身で調理、喫食できるよう、実生活の場での支援が可能になる。
- 本事業の利用により、意欲及び生活スキルの向上が見られている。
- 専門員派遣により、事業をおおして身に付いたことを家庭生活においても定着させたい。
- 保護者との分離が難しい児童に対し、専門員派遣による登校支援により、保護者以外とも登校できるようにすることを通して、自立を促したい。

## ◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

## ■港北区運営方針

- 「目標達成に向けた施策」の「2 地域で支えあう福祉・保健のまちづくり」の一つである「①子育て支援の充実」
  - 令和4年度から、本事業受託事業者による、生活支援専門員の居宅への派遣事業を実施しています。
- 生活支援専門員が居宅に訪問し、①本事業等につなげる支援 ②本事業で獲得した生活・学習習慣を居宅で実践するための支援 ③不登校児童への登校支援 を行っています。

## 【令和7年度の主な取組内容】

- 児童宅への生活支援専門員派遣（10回/人）
- 児童宅への生活支援専門員派遣（「お試し訪問」：3回/人）

## 【生活支援専門員派遣の実績】

- 令和4年度：実利用人数3名（延べ派遣回数29回）
- 令和5年度：実利用人数4名（延べ派遣回数44回）
- 令和6年度：実利用人数9名（延べ派遣回数87回）

## ◇提案内容・概算額等

- 寄り添い型生活支援事業における生活支援専門員派遣の実施【■■■■千円】

## ◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

## ◇所管局

所管局課	こども青少年局青少年育成課
------	---------------

## ◆局回答内容

こども青少年局	青少年育成課	
	TEL	671-2324

対応の有無	一部対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>適用可能な国庫補助がないか確認しつつ、取組内容及び費用対効果の検証を進め、実施に向けた調整を進めることとします。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>